

令和2年2月定例教育委員会会議録

日 時	令和2年2月14日（金） 午後1時30分～午後3時46分
場 所	秦野市役所教育庁舎3階大会議室
出席委員	教育長 内田 賢司 教育長職務代理者 飯田 文宏 委員 高橋 照江 委員 片山 恵一 委員 牛田 洋史
欠席委員	なし
委員以外 の出席者	教育部長 佐藤 直樹 教育指導課長兼 文化スポーツ部長 佐藤 正男 教育研究所長 近藤 順子 教育部参事兼 生涯学習課長 五味田直史 教職員課長 福島 正敏 図書館長 田中 和也 教育総務課長 守屋 紀子 教育総務課課長代理 吉田 浩成 学校教育課長 久保田 貴 教育総務課主事補 岩田 浩貴 中学校給食担当課長 上條 秀香
傍聴者	なし
会議次第	<p>2 月 定 例 教 育 委 員 会 会 議</p> <p>日 時 令和2年2月14日（金） 午後1時30分</p> <p>場 所 秦野市役所教育庁舎3階大会議室</p> <p>次 第</p> <p>1 開 会</p> <p>2 会議録の承認</p> <p>3 教育長報告及び提案</p> <p>(1) 令和2年3月の開催行事等について</p> <p>(2) 市道18号線（上小学校通学路）災害復旧工事に係る臨時スクールバスの運行について</p> <p>(3) 学校徴収金会計処理基準及び学校要望等対応ハンドブックの作成について</p> <p>(4) 子ども等に関する事案について</p> <p>(5) 令和元年度「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」について</p> <p>(6) 令和元年度「全国いじめ問題子供サミット」の参加報告について</p> <p>(7) 第5回ミュージアムさくら塾「秦野の仏像」について</p>

	<p>(8) 第6回ミュージアムさくら塾「日本の近代化とスポーツの普及」について</p> <p>4 議案</p> <p>(1) 議案第3号 令和2年度秦野市一般会計（教育費）予算（案）について</p> <p>(2) 議案第4号 令和元年度秦野市一般会計（教育費）の補正予算について</p> <p>5 協議事項</p> <p>(1) 令和2年度秦野市教育委員会基本方針及び主要施策（案）について</p> <p>(2) 学校教育の情報化の推進について</p> <p>(3) 秦野市立学校職員服務規程の一部を改正することについて</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 中国から帰国した児童生徒の受入れについて</p> <p>(2) 申し入れ書について</p> <p>7 閉会</p>
会議資料	別紙のとおり

内田教育長

ただいまから2月定例教育委員会会議を開催いたします。お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。

まず、「会議録の承認」について、御意見、御質問がありましたらお願いしたいと思います。

なお、非公開案件につきましては、御意見、御質問等がある場合には、会議終了後、事務局に申出をお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

—異議なし—

内田教育長

それでは、ないようですので、会議録を承認いたします。

次に、3の教育長報告及び提案の(4)「子ども等に関する事案について」は、個人情報が含まれるため、会議を非公開としてよろしいでしょうか。

—異議なし—

内田教育長

それでは、3の(4)は非公開といたします。

それでは、次第3、教育長報告及び提案について、お願いいたします。

教育部長

それでは、資料No.1「令和2年3月の開催行事等」について説明させていただきます。

まず、2月26日から第1回の定例会がございます。2月26日に開会いたしまして、3月2日、3日が代表質問、3月18日、23日、小中学校の卒業式の関係で若干間がありますが、一般質問がございます、3月26日に閉会となります。

続きまして、3月7日、第6回ミュージアムさくら塾「日本の近代化とスポーツの普及」について、後ほど所管課より説明がご

ございます。

3月7日、8日、南が丘公民館まつりです。

3月10日、24日、例月のブックスタート事業の実施でございます。

3月11日から卒業式・卒園式がございまして、中学校の卒業式を皮切りに、19日まで小学校の卒業式等が実施されます。

3月14日、報徳仕法を広める講演会ということで、後ほど説明がございます。

3月19日、定例教育委員会会議。

3月19日、25日とそれぞれ修了式がございまして、ここで、3月25日、これは小学校の修了式になっておりますが、今年度より、この日に異動職員の離任式を実施するという事で変更がございまして。

なお、内示等の関係もございまして、管理職以外の異動職員は、赴任先は伝えないという形で実施するものです。また、中学校は、部活動の絡みもございまして、例年どおり、年度明けの実施ということになっております。

続きまして、おめくりいただきまして2ページです。3月31日、教育委員会の辞令交付式となっております。

私からは以上です。

学校教育課長

市道18号線（上小学校通学路）の災害復旧工事に係る臨時スクールバスの運行について、資料No.2により御説明いたします。

昨年10月の台風19号で路面が陥没した市道18号線は、現在、車両通行止めとなっております。災害復旧工事については、今年3月に着工、9月に完成の予定で準備が進められております。工事の期間中、車両、歩行者とも全面通行止めが予定されておりますので、この工事区間を通学路として利用している三廻部地区の児童を対象に臨時スクールバスを運行いたします。

資料の表内に記載のとおり、今年度は3月1日から17日間、来年度は4月6日から87日間の運行を予定し、事業費は総額で73万8,000円と見込んでおります。既に対象となる児童の保護者には通知を差し上げて、利用希望等も募ったところでございます。

なお、本事業は、激甚災害に伴う通学費に関する国庫補助事業として既に内定を受けております。事業費の2分の1に相当する36万8,000円の歳入を見込んでおります。

私からは以上です。

教育部参事兼

私からは、資料の（3）学校徴収金会計処理基準及び学校要望

教職員課長

等対応ハンドブックの作成について、資料No.3を御覧ください。

1 ページめくっていただきまして、昨年度、市の会計監査において御指摘いただきました学校徴収金、いわゆる教材費、校外学習費等の取扱いについて、県基準に準拠した基準を作成したものでございます。県の私費会計事務処理基準の手引をもとに、市の公金取扱手続等も踏まえまして作成したものです。

2 ページに趣旨がございました。

3 ページを御覧ください。学校徴収金、そこに表がございましたが、学年費、教材費、給食費等ですけれども、一番右側の徴収額のところに「原則、協議組織等が承認して定めた額」とありますが、ここでいう組織とは、職員会議、企画会議、学年会議、PTA総会など、それぞれの徴収金に応じた組織が定められてございます。

4 ページを御覧ください。会計の部分で、9番、真ん中のところですが、契約の方法についてですけれども、御覧のとおり、5ページに参りますと随意契約について、中でも高額見積りについての取扱いをここで明記させていただきました。さらに、7ページを御覧ください。16番、一番最後のところですが、帳簿等の備付けということで帳簿の作成を改めて決めました。こうした帳簿を必要としない徴収金もございますが、一定の基準として明示させていただきました。今後、運用の中で適切な取扱いに努めてまいります。よろしく願いいたします。

続いて、A5サイズの「学校要望等対応ハンドブック」を御覧ください。こちらは業務改善方針の28項目の取組項目の一つ、学校への支援強化の一つとして、学校要望等に対する適切な対応手引の作成をいたしました。こちら、神奈川県にはこういったものがございませんので、このものは茨城県のマニュアルを参考に作成いたしました。

1 ページおめくりいただいて、2 ページです。初期対応についてですが、初期対応の基本、また注意すべきことについて書かれてございます。さらに、5 ページを御覧ください。初動が大切になってまいりますので、対策を練る場合に留意するポイント、子どもたちの安全を第一に、組織的な対応を促すものですので、こういったことについて先生方に注意いただくよう、まず学校に配布させていただきたいと考えてございます。よろしく願いいたします。

教育指導課長兼
教育研究所長

私からは、(5)と(6)について御報告させていただきます。まず、(5)の体罰調査でございますが、今年度は、予定どお

り、1月31日に学校を通しまして各家庭に配布していただきました。配布数1万2,013通に対しまして、現在、郵送された回答用紙は、小学校が4通、中学校が2通となっております。現時点では新たな事案は確認されておられません。今後、参事とも確認をさせていただきまして、それぞれ体罰ガイドライン等と照らし合わせて、3月にまた改めて報告をさせていただきたいと思っております。

続きまして、全国いじめサミットの報告でございます。お手元の資料No.4を御覧ください。

平成26年度から始まりましたこの全国いじめサミットは、今回で6回目となります。本年度1月25日に文部科学省で開催されました。本市では6年連続の参加となっております。今年度も南小学校から児童会組織の中で希望があった3名の児童ということで参加していただいております。

内容につきましては資料にあるとおりでございますが、午前中のポスターセッションで、南小学校の代表児童は、大阪や京都の代表者の発表をメモを取りながら熱心に聞き、自分たちのこれからの活動の参考にしたいといった感想を持ったようです。また、午後のグループ協議の中では、南小学校の活動について紹介しながら、全国の参加者と、なぜいじめは起こるのか、また、いじめが起こらないようにするためにはどうしたらよいのかについて協議をいたしました。

本県からは、政令指定都市を除きますと秦野市のみの参加になっておりまして、秦野の取組が全国に発信される良い機会になっていると思っております。

また、参加に当たって御配慮いただいた南小学校の先生方にも、改めて感謝したいと思っております。

以上です。

私からは、資料No.5、ミュージアムさくら塾について御報告いたします。

まず最初に、資料No.5についてでございますけれども、「秦野の仏像」についてをテーマとしております。本市の指定文化財に指定しております仏像は16件ございます。その一部を1ページから2ページにかけて御紹介しておりますけれども、古いものでは、平安時代の作が蓑毛地内の宝蓮寺などで確認されております。

今回のさくら塾では、本市で所在する仏像の特徴について学びます。日時は2月29日土曜日、午前10時から、会場は桜土手古墳展示館の映像室となっております。講師は、神奈川県立金沢

生涯学習課長

文庫学芸課主任学芸員の瀬谷貴之氏でございます。

次に、資料No.6についてでございます。「日本の近代化とスポーツの普及」についてをテーマとしております。

2月1日から3月22日まで、春季企画展といたしまして、「秦野のスポーツあの日あの時―戦後復興期―」を現在開催しております。この企画展に合わせて、展示では触れることのできなかった戦後復興期以前のスポーツの歴史について学びます。日時は3月7日土曜日、午前10時から、会場は桜土手古墳展示館の映像室でございます。講師は、東海大学体育学部スポーツ・レジャーマネジメント学科教授の松浪稔氏でございます。

私からは以上です。

内田教育長

教育長報告及び提案について、御意見、御質問があればお願いしたいと思います。量的にそれほどありませんので、全体、(1)から(8)まで、(4)を除いてお願いしたいと思います。

飯田委員

資料No.3についてお伺いしたいのですが、2ページの学校徴収金の協議組織の設置というところですが、この協議の意味というのは、園長先生又は校長先生が一任で決めるのか、あと、これは「必要に応じて保護者の代表を含める」とあるのですが、その辺も園長先生や校長先生のお考えでみんな選ばれるのか、お聞きしたいのですが。

教育部参事兼
教職員課長

そこは本当に大事なところでありますが、3ページを御覧ください。同じようにこちらに学年費、児童会費、教材費、給食費とございます。今、飯田委員から御指摘いただいた部分については、協議組織とございますが、何か新たに組織を立てるわけではなくて、その徴収金のここに書いてあるような種類によって必要な協議を行うということで、例えば学年費等であれば学年会、学年の先生方の学年研究会、それから、教材費であれば職員会議ですとか、PTA会費についてはPTAの総会、本部役員会というところが協議組織になると。そういう位置付けを改めて、一つにすると、このような書きぶりになると考えていただければと思っております。よろしいでしょうか。

片山委員

7ページに監査委員とあるのですが、これはどなたのことですか。

教育部参事兼
教職員課長

基本的には、監査は、中教育事務所給与課の監査、それから、秦野市の監査がございますので、それぞれの中で監査をいただいております。今回のこの作成に当たっても、市の監査委員から御指摘を受けて進めたものでございます。

片山委員

もう一つ、16番の備付けとあるのですが、預金通帳と

教育部参事兼
教職員課長
内田教育長
牛田委員

書いてあるのですが、これは予算書などと同じに金庫にしまっておくというようなことなのでしょうか。

学校の金庫に、校長室に金庫がございますが、そちらに鍵付で保管させていただいております。

ほかにいかがでしょうか。

私もこの学校徴収金会計処理基準についてお尋ねしたいのですが、今、飯田委員、片山委員の質問がありました。私も同じような質問をさせていただこうかと思うのですが、今、参事兼教職員課長のお話を聞いて中身がわかりました。それで、それを踏まえながらということですが、2ページの1番の協議組織の設置ということで、こういう書きぶりになりましたというお話だったのですが、これはもう園長・校長会等にはお示しされたのですか。

来週、今日のお話を受けて、説明に伺います。

教育部参事兼
教職員課長
牛田委員

では、これからまだ協議をしていくというようなことでよろしいですか。

事前に事務職員部会、それから学校業務改善推進検討委員会の中で一応もませていただいております。

教育部参事兼
教職員課長
牛田委員

わかりました。学校側で今の教職員課長のお話が理解できていれば大丈夫かと思うのですが、私がこの4行を見たときに、もう少しわかりやすく、丁寧に書かれたほうがいいかなというような、つまり、お話を聞いてわかったのですが、協議組織という、協議組織の原初は何なのかとか、構成員というのとは一体どういった方々が該当するのかということ、私も飯田委員と同じようにちよっとわからないことがありましたので、もう少しわかりやすくされてもいいかと思いました。勝手に、その下のところに園長、校長等の職務ということで、園長・校長、教頭及び事務職員、これは多分構成員になってくるのだろうと。あと、状況に応じて、3ページの4番、会計の種類に応じた担当する関係する職員が加わってくるのかなと、私もそのようには理解しているのですが、もう少しわかりやすく書かれたほうがいいかと思いました。

それと、6ページの2行目に「『業者選定委員会』は、園長・校長、教頭、事務職員及びその他園長・校長が指定する教職員で構成するものとする」と書いてあるのですね。それでこの2行目に「教職員で構成するものとする」と言い切ってしまうといいかなと。もう既に、ずいぶん前から修学旅行とか卒業アルバムについては、保護者も入ってもらっているのですね。そうすると、今の実態にこの「指定する教職員で」とくくってしまうと、「保護

者」の扱い方がどうなのかと思いましたが、現状、実態に即した形にしたほうがいいかなと思いました。「教職員等」としてしまえば簡単なのだけれどもね。そういうようなことを感じました。

あと、細かいことですが、6ページの(4)のところ、「次の表にある」という次の表というのは、この前のページのことなのですね。

教育部参事兼
教職員課長

ごめんなさい。これは表が同じものが2個あったのですが、消してしまった部分です。整理させていただきます。ありがとうございます。

牛田委員
内田教育長

その他の御指摘もありがとうございます。

そういうことで、ちょっと参考にしてみてください。

今の御指摘のわかりにくさとか現実と離れた部分は、きちんと整理をし直す部分で、それともう一つ、それでもどうしても表現できない部分があるとすれば、この処理基準に合わせた取扱要領みたいなものを、これに添付するようなこともできるかと思えます。もう一度精査してみてください。

高橋委員

ほかにいかがでしょうか。

今の資料の後ろの「学校要望等対応ハンドブック」についてですが、神奈川県にも無いものを秦野市でつくっていただいて大変良かったと思っております。最近、若い先生たちがだんだん多くなっているという現状なので、ぜひ、このハンドブックを活用して、保護者の皆さんとか問題をなるべく少なくできるように。せっかくなつくっていただいたので、よくこれを活用していただいて、生徒の対応に当たっていただきたいと思えます。

それと、その次、いじめサミットなのですけれども、昨日の読売新聞の夕刊にも載せられていましたね。それで、参加が全国で146名のうちの、秦野市から3名でしたね。大体県当たり3人ぐらいの割合になるのに、6年連続して秦野市から出ているのは大変すばらしいことだと思います。

それと、やはりその話し合いの中でも、「いじめを生まないような雰囲気づくりが大事だ」という感想も出ています。これはまさに秦野市で問題になっていることと合致しているので、いじめに対する問題意識とかは秦野市も全然ぶれていないなと思うのですね。ぜひこの対策とか取組をさらに進めていっていただけたらありがたいと思えます。

内田教育長

これ、きっかけは何だったのですかね。最初の、6年目と、最初のとき。最初に南で出るというのを私は覚えているのですが。

教育部長

平成27年に文部科学省から照会がございまして、その際に市

内田教育長

内の小中学校に照会をかけたところ、南小学校でぜひ参加したいという希望がまずあったと申し送りを受けております。

教育部長

その背景としましては、本市で行われているいじめを考える児童・生徒委員会、こういったものの全国版だよというような投げかけをして、子どもたちが非常にイメージしやすかったのかなど。そのとき南小学校で積極的に手を上げていただいたということが、1つ大きなポイントだと思います。

内田教育長

秦野の取組のやり方を踏まえて、神奈川県が、毎年あれは相模原でしたか。

中教育事務所管内ではやっておったのですけれども、県下一斉にやっていくということで、毎年場所を変えて、政令指定都市も含めて、場所を変えてやっているような話を聞いています。

片山委員

そこには秦野は参加して、自分でやっていますからね。だから、県のほうが、全県的に、私が覚えている相模原というのは最初るときかな、やって、秦野を踏まえたうえで県が全県の生徒を集めてこういうものを始めたというのがあるのですね。1つは、秦野の取組を、ほかのところはやっていませんから、参考にしてくれたというものも、当時、話は聞きました。

教育部長

今お話を伺って、南小学校だけなのかなという気がするのですが、そうではなく、やはり市内の小学校全部に伝わるように、教育委員会ははじめ、いろいろなところで努力していただければと思います。よろしくお願いします。

この年は南小学校だけですが、毎年南小学校は出ていただいているのですが、去年、一昨年でしたか、渋沢も出ておまして、一応同じように投げかけをしているのですが、これは、御承知のように文部科学省まで引率も含めてということなので、なかなか各校、行きたくても行きにくいという実情もあります。

内田教育長

ただ、こういった内容については、先ほど高橋委員からもございましたとおり、こういったもの、「学校要望等対応ハンドブック」も含めて、P、Dで終わって、CとAが、要するに広まっていけないということは私としてもすごく課題だと思っていますので、このいじめ問題サミットにつきましても、タウンニュース等もそうですが、市内の各小中学校に、こういったもので取り組んでいる秦野の情報発信力というか、そういうものを啓発活動に生かしていきたいと思っています。

牛田委員

上限が3人という、2人だけ。2人だけれども、1人追加で見てもらったのね。何か参加できる制限があるようです。

私も高橋委員が最初に指摘された「学校要望等対応ハンドブック

ク」のことに少しお尋ねや御意見を述べさせていただきたいと思います。

中身を見て、とてもポイントがコンパクトにまとまっていて、よくできているなという印象を持ちました。先ほど教職員課長の話では、茨城県のを参考にされたということですが、ぜひこれを活用されて、初期対応がしっかりできるといいかと思っています。

「学校要望等」、これはやはりタイトルってすごく大事だと思うのですね。もう少しストレートな書き方をしてみてもいいかなと。それもいろいろと感じ方があるかと思うのですが、例えば「学校」を取ってしまって「要望・苦情初期対応ハンドブック」とか。「要望・苦情初期対応ハンドブック」とかと、もうストレートにしてしまったほうが、中身に対して、何か目的を持って読んでくれそうな気がします。

それと、「信頼の絆」を囲っているところの「迅速」「共有」「丁寧」「予測」、これも本当に大事なことです。めくっていくと、2ページの1の3つ目の段落、それから、「単純・素朴な」というところの段落、次の段落「また逆に」と、この2つの段落は、本当にそのとおりだと私も思います。中ほどに「丁寧・誠実」という言葉があって、これは私の意見ですが、この4つの言葉の置き方ですが、「迅速」と、そして左側に「共有」があって、右側に「丁寧」があるのですが、やはり丁寧だけでは私は足りないと思うのですね。やはり誠実さが伝わらない丁寧な言動というのは慇懃無礼な印象を招きかねませんので、そこにあるのは「誠実」だと思います。

めくっていくと、中ほどに先ほどの「丁寧・誠実」という言葉がありますね。私は、どちらかというところ、これは「誠実」が先に来るのではないかと思うのですね。やはり誠実の上にあって初めて丁寧な気持ちが伝わってくるのではないかと思うので、そうするとここに「誠実・丁寧」と置くとちょっとバランスがよくないので、「予測」のところ「誠実・丁寧」と書いて、「予測」を「丁寧」のところを持ってくると、ちょっとバランスがとれて、安定感も出てくるのかなと感じました。これは私の意見ですが、参考にしてみてください。

今、いただきました御意見を参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

気になるのは、こういうものをつくって、これは学校の内部扱いでやるものですよということで、これはこれでいいのだけれど

教育部参事兼
教職員課長
内田教育長

教育部参事兼
教職員課長

牛田委員
内田教育長

生涯学習課長
内田教育長

内田教育長

教育総務課長

も、当然のことで、これが対外的に出ていく。対外的に出ていったときに、この中身を見た保護者の皆さんがどう思うかという視点も忘れないで整理しないと、「何だ、こんなことをやろうとしているのか」と捉えられてしまいますと、非常に難しさが生じると思っています。

そういった意味で、タイトルもこういった形でやわらかくさせていただいているということがございますので、検討させていただきます。

わかりました。

よろしく申し上げます。

文化財のほうの資料No.6の右下の写真の国体レスリング会場、これは本町中学校と書いてあるのだけれども、この写真の時期はいつごろの写真ですか。第10回というと昭和30年代ですか。

たしか昭和30年のときの国体の写真だと思います。

第10回だね。それで、「平成10年解体」、これを解体したのは知っているけれども、ここに写っている方たちは、先生と生徒だとすると、55年前。15歳だとすると80歳ぐらいか、ここに写っている子たちが。体育館のこの感じは覚えているのですね。本町中学校の古い体育館の。よく試合などでここは来たことがあったのです、中学生時代に。

ほかにどうでしょうか。よろしいですか。

それでは、次に、4の議案に入りたいと思います。

議案第3号「令和2年度秦野市一般会計（教育費）予算（案）について」、説明をお願いいたします。

議案第3号「令和2年度秦野市一般会計（教育費）予算（案）について」を御説明させていただきます。

本年第1回定例会に提出するに当たりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、市長に意見を申し出るために提案するものでございます。

資料をおめくりいただきまして、3ページを御覧ください。歳出総括表になります。令和2年度の当初予算額は人件費を含めまして39億5,845万3,000円、平成31年度の当初予算と比べまして2億4,026万円、5.7%の減となっております。

減額の内容につきましては、建設事業費の多くが国庫補助金の追加内定などを受けたことによりまして、令和元年度の補正予算として前倒し計上したことによるものでございます。この補正予算額が10億6,780万6,000円となっております、こ

れを先ほどの令和2年度の予算額に足しますと50億2,625万9,000円となりまして、前年度に比べて8億2,754万6,000円、19.7%の増額となっております。

続きまして、隣の2ページを御覧ください。こちらは、歳入の総括表となっております。教育予算に係る歳入でございます。合計で7億3,610万2,000円、前年に比べて4億3,766万円、37.3%の減となっております。こちらにも建設事業費の減に伴いまして、国庫補助金及び市債が減額しましたことによるものでございます。

各課の予算額につきましては、資料の35ページを御覧ください。それぞれ内訳が出ていますので御確認いただければと思います。令和2年度の主な事業の取組内容につきましては、次の協議事項の令和2年度の主要施策と関連しますので詳細な説明は省略いたしますが、中学校完全給食の実現と教育推進の改善・向上を重要施策といたしまして、また、ICT環境の整備や施設の老朽化対策を含め、安全・安心で快適な教育環境づくりに取り組むとともに、社会教育分野では、図書館サービス網の充実や文化財の保存・管理、桜土手古墳展示館のリニューアルなどに取り組んでまいります。

説明は以上となります。

内田教育長

教育予算について説明が終わりました。質問等があればお願いしたいと思います。

もう一度、例の前倒しのことをもう少し詳しく、皆さん理解しづらいので、説明をしてもらえますか。

教育総務課長

来年度の建設事業につきましては、主な内容としまして、小中学校のトイレの快適化整備事業ですとか、あと、受水槽などの更新工事ですとか中学校給食関係のエレベーターの設置工事などがあるのですが、それが令和元年度、今年度の当初予算の国庫補助金の追加内定が1月にありまして、全て令和元年度予算として前倒しで補正予算として上げて、それを繰り越して翌年度に工事を実施するというようなこととなりますので、実質は令和2年度の予算と同時期に執行という形になるものでございます。

内田教育長

3ページが一番下、教育費合計の令和2年度当初予算額39億5,845万3,000円とあります。平成31年度の当初予算は41億9,871万3,000円、これは、平成31年度は西小中学校の体育館とかそういうものがありますから増えているのですが、2億4,000万円ほど減っていると、単純に見ますとマイナス5.7%となっているのですが、実は新年度予算に、今、

課長が説明したように、トイレの快適化、受水槽、中学校給食用のエレベーター、こういうものを新年度予算に計上したのですが、国の3月補正で認めてくれたのです。ですから、元年度予算中で認めてくれたので、2年度にやろうとしたものを全部元年度に持ってきた。ここで補正を組むと、2年度のその分がすっぽり抜けますから、逆にぐっと下がる。そのかわり、工事自体は3月で予算化してもできませんから明許繰越をして、手続をしたうえで夏休みに工事という形でやっていく。夏休み、その後もあるでしょうけれども、そういうことで、実質はそれほど減っていない。予算上は大幅に減額ではないよという意味ですね。

教育総務課長

前年度に比べますと8億3,000万円ほど、約20%の増となっております。

内田教育長

結局、それを除いてしまいますと、そういうものを全部ひっくり返して新年度予算で考えると増えてしまっているわけです。一旦財政で、予算査定で切られたのですが、その後、市長復活要求で上げたものを、ほぼ100%復活で上げたものは新規含めて見ていただいたという報告は受けています。もちろん節約は節約としてやるのですが、必要なものは見ていただいたということです。

ですから、そういう意味では、ほかの各部に比べて教育費の関係は大分、見ていただいて、つけていただいたという判断をしています。

牛田委員

私もこの予算案を拝見させていただいて、36ページの小学校費、それから37ページの中学校費のそれぞれ小学校施設改修事業費、あるいはトイレ関係、大分減額されているので、これは修繕計画の見直しをしていくことになるのかなと心配したのですが、今、教育総務課長と教育長の話聞いて安心し、ありがたいなと思いました。

それに加えて、これは今、教育長から話があったとおり、子どもたちにとって直接かかわる教育活動費、ここはかなり予算をしっかりとつけていただいているなど。今、教育長からもお話がございましたが、そんな印象を持ちました。

ずっとページをめくっていくと、また後ほどお話があるようですが、例えば39ページの小学校費の12番、学校ICT、同じく40ページ、中学校費の中学校ICT関係、それから、41ページの36番とか、40番は重点事業ということで学校給食の関係ということでしっかりと予算がつけられている。そしてまた、42ページに行きますと、教職員課では2番、教育指導運営費、小学校費では6番、7番の支援助手、特別支援教育推進費とか、

中学校も同じです。それから、さらに44ページの7番、学力向上推進、通学路の安全対策、45ページの7番、8番、訪問型個別支援事業費とか研究所事務費で、今度研究所にも事務補助員を配置するような形で、指導主事が現場に向けてしっかり対応できるような体制を整えてくれたのだろうと解釈して、本当に子どもたちに直接かかわるところにしっかりと予算をつけていただいていることに感謝するとともに、事務局の皆さんに、本当にお疲れさまでした。

私からは以上です。

片山委員

では、42ページと43ページ、いじめ・不登校がかなり減額、皆減と80%減ということで、少ないお金なのですけれども、これはこれだけ減らされて、何か事業に影響はないのでしょうか。

教育部参事兼
教職員課長

42ページのいじめ・不登校対策事業については、同じく42ページの3番、学校業務改善推進事業費の中に含まれてございます。こちらは、これまで巡回教育相談員が配置されていたのですが、今回、会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、いわゆる教育相談活動を行っている巡回教育支援相談員たちについては、スクールサポートスタッフの一員として、巡回教育相談員という名前ではなくて、スクールサポートスタッフにおける教育相談に特化した職員、スタッフということで位置付けさせていただいて、中に組み込ませていただいているということでございます。

教育指導課長兼
教育研究所長

43ページの3番のいじめ・不登校対策事業費につきましては、教育指導課で執行させていただいている事業についての予算になっております。いじめ問題対策調査委員会の委員の報酬ですとか謝礼ですとか、いじめを考える児童生徒委員会の消耗品費等がこちらの事業費の中に含まれております。

内田教育長

今のその79.4%減という、373万2,000円の減という、これの要因を説明いただけますか。

教育指導課長兼
教育研究所長

こちらは、自立支援教室消耗品費を昨年度まではこのいじめ・不登校対策事業費の中に組み込んでおりましたが、こちらを教育研究所の自立支援教室のつばさの費用として45ページの7番のほうに組み込みましたので、43ページの3番は表面上、減額というような形になっております。

内田教育長

45ページの7番。ここが増えているから、そこに入っていますよということですね。

ほかによろしいですか。いずれにしても、会計年度任用職員という、今の臨時職員ですとか非常勤職員ですとか、あるいは市でいいますと特定職員といいましたか、こういうものが全部、会計

内田教育長

教育総務課長

年度任用職員と名称が変わって、そちらでやっていかななくてはいけないというので、大分変っている部分があります。

よろしいですか。

それでは、議案第3号「令和2年度秦野市一般会計（教育費）予算（案）」につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

—異議なし—

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「令和元年度秦野市一般会計（教育費）の補正予算について」の説明をお願いいたします。

議案第4号「令和元年度秦野市一般会計（教育費）の補正予算について」を御説明させていただきます。

今の令和2年度の教育予算の説明と重複する部分がございますが、補正の理由が3点ございます。提案理由の部分を御覧ください。

まず1点目、経済的な理由によりまして就学が困難な児童の保護者に対する給食費及び学用品等の援助、並びに特別支援学級へ就学する児童の保護者に対する経済的支援について、利用者が増えたことに伴いまして予算の不足が生じたことで、410万4,000円を増額するというものが内容の1点目になります。

先に3点目から説明させていただきますと、これが今、令和2年度予算（案）のところで御説明させていただいた部分なのですが、国の令和元年度当初予算の国庫補助事業として追加内定を受けましたここに記載がある工事につきまして、令和元年度の予算を増額するというので、この金額が10億6,780万6,000円となっております。

2点目ですけれども、これが、1年前にも同じような状況がございまして、平成31年度の予算に実際に予算計上されている工事費につきまして、それも国の平成30年度の第2次補正予算で内定を受けたということで、前倒しで補正予算に計上して、平成31年度の当初予算に両方の予算が載っていたという状況になっている部分がございます、その分の平成30年度の補正予算として計上したものを平成31年度予算に重複計上していたので、その分を落としますというものが3億7,102万5,000円を減額するという、こちらの3つの内容を行う補正予算になります。

資料をおめくりいただきまして、2ページを御覧ください。今の3点の内容を総合しますと、教育費として、一番上の欄、7億

943万5,000円の補正を行うというような内容になっております。

以上です。

内田教育長

議案第4号の説明がありましたけれども、御質問があればお願いしたいと思います。

まず、この予算の補正についてという資料の1ページ目の(3)に書いてあるのが、先ほど予算の中で説明した前倒しになった部分のものです。ですから、本当は令和2年度に予算計上したけれども、元年度の予算で国が見てくれたので持ってきてしまいますというものが補正予算であります。それから、(1)は、通常の前倒し不足してしまったから増額しますと。

(2)がわかりづらいのは、平成31年度に予算計上したのだけれども、平成30年度に国の補正で認めてくれたから持ってきたのです。ところが、平成31年度の予算に載ってしまっていた。実際には平成30年度でやるとなっているのに載ってしまっていたので、その部分を、平成31年度の部分をここで減らしますよということです。実質ではなく、予算上減らすのです。

ですから、令和2年度の場合には大丈夫なのですか。

教育総務課長

令和2年度予算の場合には、国の内定の時期が12月末で早かったために、まだ令和2年度の予算を変更することができましたので、令和2年度の予算からは落として、令和元年度の補正予算として載せるという調整ができたのですが、その1年前につきましては、国の内示が2月、ちょうど今ごろ来たので、もう平成31年度の予算を修正することができなかったものです。なので、平成31年度と平成30年度の両方に同額の工事費を計上している状態になっていたために、このタイミングで平成31年度の使わないほうの予算を減額するというようになっております。

内田教育長

実際にはお金の動きは何もないのだけれども、数字上載ってしまっているんで、それをなくすという、そういう作業をやるということですね。単年度主義ですから、会計が単年度で全部処理しなくてはならない。そうでないとすると、債務負担行為でやるか、あるいは今回のように繰越をして、本来は年度内にやらなくてはいけないが、できないから繰越という手続をやって翌年度に使うということをやっているわけです。その中の一つとして、両方に載ってしまっていたので後の分を消します、こういう作業です。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第4号「令和元年度秦野市一般会計（教育費）」

内田教育長

教育部長

の補正予算について」、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

—異議なし—

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

それでは次に、5の協議事項に入りたいと思います。

(1) 令和2年度秦野市教育委員会基本方針及び主要施策(案)について、説明をお願いいたします。

それでは、私から、令和2年度の学校教育に係る部分の基本方針及び主要施策について説明させていただきます。

資料1ページに基本方針(1)から(3)まで学校教育の部分で記載がございます。学校教育が本市の強みとなるよう教育行政の着実な推進を図ってまいります。

2ページ目をお開きください。先ほど教育総務課長から予算について細かい部分のある程度のお話がありました。こちらの主要施策のほうで若干補足させていただきます。

2ページですが、(1)の部分では、先ほど予算の中でも触れました教育水準の改善・向上、それから、一人ひとりに応じたきめ細やかな支援の充実、そして、幼児教育の無償化の動きを踏まえた幼児教育のあり方の検討が入っております。

一番上の教育水準の改善・向上につきましては、引き続き、学校と協働して授業改善に取り組むほか、民間のノウハウも活用しながら新たなプロジェクトを取り入れていくなど、教育委員の皆様にも視察をいただきました秋田の取組等も参考にしながら、後ほど所管課より説明があります家庭学習ノート、机上に既に配付されておりますが、これを活用しました家庭との連携強化も含めまして、学力向上施策の強化を図ってまいります。

また、3ページにございますが、教職員の多忙化改善という部分でございますが、引き続き、学校業務改善方針に基づく取組を進めまして、特にスクールサポートスタッフ配置等を継続して進めてまいります。

続きまして、幼児教育のあり方につきましては、3ページの中ほどにございます、無償化の動きで園児数の動向ですとか保護者ニーズの変化を踏まえまして、有識者、保護者等から成ります幼児教育のあり方検討懇話会の意見を踏まえながら、こども園も含めた本市の幼児教育のあり方の検討を行いまして、3月の方針決定から5月の計画案の取りまとめ、その後、パブリックコメントを経まして、8月の計画策定に努めてまいります。

また、(2)の部分ですが、こちらにつきましては、先ほど牛

田委員からお話がありました特別支援学級介助員を任用して行うわけですが、まず、研修会等も充実させて支援体制の充実を図りたい。また、ここに記載がございませんが、コミュニティ・スクールにつきましては、国の制度変更なども踏まえながら、今後の方針等を次回の教育委員会会議でお示しして、秦野らしい体制の整備を目指したいと考えております。

続きまして4ページになります。安心・安全の部分の教育環境づくりの推進でございますが、西中学校多機能型体育館の整備につきましては、令和3年度まで設定した継続費の2年目としまして、本年9月の供用開始に向けまして工事完了に努めてまいります。

供用開始後は、旧体育館武道場及び公民館の解体工事や駐車場整備、周辺の道路整備など南側敷地の関連工事を開始しまして、令和3年度中の事業完了を目指します。

また、②の長寿命化の推進では、先ほども予算の部分で話題になりました小中学校の施設改修工事及び、7ページのトイレの快適化整備がございます。非常に多くの工事を実施する予定でございます。

その中で、また戻っていただいて恐縮ですが、5ページにございます南小学校のグラウンドの整備でございますが、やはり校舎側に向かって傾斜がきつという地形的な課題ですとか、近年頻発する台風や豪雨の影響もありまして非常に水たまりがしやすい。大きな轍のような水道もできるようになりまして、グラウンドの使用に影響が出ています。例年、運動会前などに砂入れ、転圧など簡易な整地作業を行っていますが、なかなか根本的な解決に至っておらず、地域の自治会や開放団体からも改善要求が出されているため実施するというものです。

また、その下にあります大根中学校高圧主幹ケーブル更新工事ですが、原因は落雷によるものと考えておりますが、今後、ケーブルの破損により学校全体が停電するリスクがあるため、ケーブル本体や躯体設備などの更新工事として実施する予定でございます。

最後に、6ページのICT環境の整備につきましては、当初、特別支援級への整備を予定しておりましたが、教育委員の皆様も既に報道等で耳にされているかと思いますが、年末に急遽、新たなGIGAスクール構想という整備計画に関する情報がございましたので、Wi-Fiなどの施設整備、それから、タブレットの配置等の端末整備、そして活用の部分と、これは教育部が連携し

て当たっております。後ほど学校教育課から説明させていただきますので、後ほど御覧ください。

最後に、7ページ目の中学校給食の完全実施ですが、前回御協議いただきました事業契約の骨子も踏まえまして、令和3年12月からの提供開始に向けて、公民連携方式による施設整備を着実に進めてまいります。

また、学校、保護者、受注企業と連携しまして、ハード、ソフトの両面から、食育、地産地消の推進に資する中学校完全給食の実現に努めます。特に、学校のスケジュール、日課、配膳方法、食物アレルギー対応等について、学校と保護者と協議しながら進めてまいります。

私からは以上です。

文化スポーツ部長

それでは、文化スポーツ部は社会教育施策として掲げる新年度の基本方針、それから、それに基づく主な取組について簡単に御説明します。

基本方針については、お手元の資料1ページの(4)(5)という形でございます。この2項目に基づいて、新年度の主な取組について資料8ページ以降に記載しております。8ページをお開きいただきたいのですが、基本方針の(4)は、簡単に言えば生涯学習の推進ということでございます。これに向けての取組としては、ここに書いてありますが、まずは、市民の身近な場所での図書館サービスの拡充に向けまして、図書館の分館的役割を持つ公民館図書室と団体貸出用の資料の充実を図ってまいります。あと、新設となります西公民館図書室の資料の充実についても重点的に注力していきたいと思っております。

それから、廃止しました移動図書館事業の代替サービスという視点もございますが、今4駅連絡所で行っている図書の貸出・返却サービスについて、業務の効率化を図る意味で、電子オンライン化をするとともに、特に移動図書館事業の代替サービスという部分になると思いますが、新たに広畑ふれあいプラザにおいても同様な貸出・返却サービスを開始してまいります。

次に、生涯学習の拠点である公民館と図書館の施設の長寿命化と利用環境の向上にも当然、学校施設と同じように努めてまいります。社会教育施設は、国庫補助等がない中で一般財源だけの対応という形で、進むことはなかなかありませんが、公民館については、北、渋沢、南が丘の3公民館での改修工事、図書館については、視聴覚室等の照明設備等の改修工事に取り組んで利用環境の向上に努めてまいります。

それから、西中学校の多機能型体育館整備に伴って移設する西公民館は、今年9月の開設に向けて円滑な準備を進めてまいります。

それから、西公民館の新たな使用料を定める公民館条例の改正は、先月の教育委員会会議で議決をいただきましたけれども、今月26日開会の3月市議会に条例案を上程してまいります。

続いて基本方針(5)、これは伝統文化の伝承と文化財の保存・活用という部分の基本方針でございますが、まずは、東地区蓑毛の宝蓮寺が所有する市が指定文化財としております地蔵堂の木造十王像のうち、非常に損傷が激しい「太山王」という立像がございますが、それについて所有者がここで修復工事を行いますので、それに対して2分の1の補助金を交付いたしまして、文化財の伝承を支援してまいります。

それから、本町地区四ツ角周辺に点在する近代建築物についても、「4駅周辺のにぎわいづくり」が市長のマニフェストの1つになっておりますが、特に秦野駅周辺のにぎわいづくりにつながるよう、国登録文化財への登録に向けた調査に新年度も取り組んでまいります。

本市においては、これまでも国の登録文化財制度を積極的に活用しまして、歴史・文化資源の保存・活用に努めてまいりました。既に教育委員の皆様にも常に情報を流しておりますが、蓑毛の公民館の緑水庵や旧芦川家住宅主屋は、国の登録文化財審議会の登録を受けまして、今年3月に登録が告示されることになっております。

また、先月の教育委員会会議でも報告しました震生湖については、重要な地域遺産、震災遺構として、1月24日付で文化庁に具申をしております。

最後に、10ページ目でございますが、本市唯一の博物館である桜土手古墳展示館、ちょうど今年11月が開館30周年という節目を迎えます。それを目途に、今は考古専門の博物館という位置付けになっておりますが、秦野市の総合的な歴史・文化資料の展示施設ということで新たに生まれ変わる予定でございます。これに合わせて施設の限られたスペースを有効的に活用した展示環境の整備を新年度取り組みまして、合わせてリニューアルに伴う新たな名称、あと設置目的を変更する条例改正についても、今後、教育委員会会議での御審議を経て、今年の6月市議会に議案として上程していく予定でございます。

簡単でございますが、以上でございます。

内田教育長

それぞれ説明が終わりましたけれども、御意見、御質問があればお願いしたいと思います。

教育部長

教育指導課の新規施策は、確かな学力の定着・向上の中に入れてあるということによろしいですか。

新たに大学や企業との公民連携による授業力向上プロジェクトというものが新規になります。それと教育支援アドバイザーの招聘、この2つが新規です。家庭と連携した啓発資料を作成しとありますが、これは今年度の予算でもつくりましたが、次年度も、国の補助金を活用してまた作成するというので、新たに入れていただいております。

内田教育長

いずれにしても、学力向上という視点で、教員の資質向上というと非常に僭越なのですが、授業力向上というのですか、そういうものも1つの視点として、子どもの意識の改革も必要ですが、先生の意識の改革も必要ですが、授業力向上に向けた仕組みというかそういうものやっぺいこうという、この中に新規事業としてそれが入っています。何しろ教え方というのですか、そういうものも含めて、先生方の総合の力をしっかりと、さらに磨きをかけていただこうというような視点で予算化を新規でやっています。

ほかにどうでしょうか。

あとは、この中の幼児教育のあり方の検討は、この後、想定で5月ごろですか。

教育総務課長

今年度中に方針を決定いたしまして、5月の計画案作成、そこからパブリックコメントを行いまして、夏ごろに計画としてまとめていきたいと考えております。

内田教育長

先日の総合教育会議で話題となった幼児教育のあり方について、検討委員会から、今年度中に一定の考え方を整理したものをいただいて、そのうえで5月、早い時期にこういう形で行くべきだというものを決めて、パブリックコメントをしていく、こういう想定であります。特にその中でも、早急に対応しなければならないというのは、無償化によって極端に幼稚園の入園希望者が減ったという、そういうものも含めて答えを出していこうという想定であります。

その2つ上に書いてあります学校業務改善の推進のスクールサポートスタッフの配置ですが、これは、県教委が新年度、数的にどこまで配置されるかはわからないですが、国が予算化しても、県が予算化していないために秦野市は面倒を見てくれなかったのですが、今回は、国が予算化してあるものを県も予算化しますと

いうことを先日の10日の県の教育長会議で県の教育長からも明言されました。ただ、人数が十分に各市町村に満遍なく配置されるのかどうかは別です。

それと、例のオリンピックの学校観戦事業、この中にはありませんが。

教育指導課長兼
教育研究所長

現在、県に要望を上げております。1,380枚のチケットを要望しております。サッカーとソフトと野球を観戦できるようにということで、引率教員50名分につきましては、市の補助もつける形で全額補助という形で、児童生徒、保護者についても、市としては500円ずつ、県は児童生徒については500円の補助をする方針ですが保護者についてはまだ明確になっていない部分がございます。チケット1枚2,020円ですが、一定の補助をして、なるべく安い設定の中で多くの子どもたちに、めったにない貴重な機会ですので、この感動を味わってもらいたいと思っております。

内田教育長

2,020円のうち、県が500円ですから1,520円、それで市が500円ですから、自己負担が1,020円という想定でいます。正式には、この後、総額で幾ら出しますということが市の一般会計に入ってきますので、その中でやりくりをするという形になるだろうという想定でいます。

教育部長

2点補足で、引率については、本市は50名の教員とお話をしていますが、これは全て希望です。教職員の多忙化につながらないように、趣旨を説明して希望をいただいております。

それから、子どもたちに関しても、強制的に出ろということではなくて、希望者を募ったところ、事前調査で保護者を合わせて5,000名程度の申込みがございました。行きたいという要望が非常に強いので、我々としては対応していくということでございます。

ですから、その辺、強制に当たらないような配慮は十分させていただいていることと、もう一つ、実はパラリンピックのほうもぜひと考えておったのですが、陸上競技の部分で国立競技場であったのですが、少し遠いということと、もう一つは、パラリンピックは時期が少しずれておまして、9月の始業式前後になりますから、やはり現実的ではないなということで、今回はオリンピックのみ。当初パラリンピックも含めて参観を予定しておったのですが、そのような形で進めております。

以上でございます。

文化スポーツ部長

学校関係とは違うのですが、我々は、オリンピック・パラリン

ピックの機運醸成という役割をやっているのですが、残念ながら、私のほうは組織委員会から配給された枚数が50枚弱、それも神奈川県内の基本的には野球という形になっていまして、これから市民参加ツアーという形で、新年度になりましたら募集をかけて、限られた枚数ですけれども、そこで見ていただく。

それから、今、パラリンピックのお話があったのですが、実は聖火リレーについては、オリンピックは秦野市はコースから外れてしまいましたけれども、パラリンピックは聖火フェスティバルというものを神奈川県が全自治体に呼びかけて、やり方は市にお任せしますという話なのですが、秦野市の場合は、特にオリンピックがあくまでもスポーツ・文化の祭典以外に、やはり平和の祭典だという形で、ちょうど8月15日に秦野市は「平和の日」という部分の一つの体現化として「ピースキャンドルナイト」という形で、本庁舎にある「平和の灯」の火を使ってイベント化しております。その「平和の灯」は、もともとは広島市の平和公園から持ってきましたけれども、今、秦野市の一つの平和のシンボルとなっておりますので、それを使って文化会館の市民広場でピースキャンドルナイトをやっている中で、多くの人たちの参加の中で、その火を使って神奈川県に持って行って、神奈川県が県下の自治体で集約したものを、なおかつ、また本大会のほうに持っていくという流れになります。これはまた、多くの市民、子どもたちも含めて、これからいろいろこういう投げかけと一緒に盛り上げていただくという形をやりたいと思っております。

今、オリンピックについて話がありましたので、合わせてお話しさせていただきました。それはまた改めて教育委員の皆様にも御報告したいと思います。

内田教育長

ばらばらに来ていましてね。県のスポーツ局から県教委に子どもたちを行かせるために、言うならば、国のオリ・パラの事務局からそういう話が下りてきて、それが県教委に来て、当初はそれをアンケートとったり何かという話があったのですが、一旦、教員が全部引率という話だったのです。だけれども、それは現実的ではないので、県教委に一度返したのですね。そうしたら、保護者同伴で、1対1でどうかということになったんですね。結果として希望枚数という話になって、今回1,000何枚ですが、それは県のスポーツ局に来て、県教委。今、文化スポーツ部長が言ったのは、県のスポーツ局から直接市町村に、そういう話が2本の線で来ているんです。神奈川県は、当初何十万枚と言いましたね。

文化スポーツ部長
内田教育長

22万枚。
22万枚。それで、文化スポーツ部門に来ているのは数が少ないのですね。

学校関係のほうは、参加希望を投げかけたところ、「参加したい」という子どもたちがいるということなので、「では参加しよう」、こういうような仕組みで今まで来ました。それまで、どういう仕組みになるかというのがどうもはつきりしなかったのです。幾ら見てくれるのか全然はつきりしなくて、最終的に、先ほど説明したように、2,020円のうち、子どもの分の500円は県が見ます。市のほうは、予算化で出てきたのは、教員と子どもと、保護者もですか、プラス500円見ましょうと。ということは、1,020円を個人負担していただければ参加者が出られますというような形にしていました。

文化スポーツ部長

文化スポーツ部のほうは、市で幾らか見るという形ですか。
今考えているのは、バスを用意して会場まで往復しますので、バス代があれですけども、どのぐらい自己負担していただくかというのはちょっとまだ。学校観戦チケットとはまた違った視点でやっていくような形でないといけないかと思っています。

内田教育長

では、市の予算化は、例えばバスとかそういう部分だけということですね。

文化スポーツ部長

そういう部分ですね。チケットの購入という、そこはちょっと細かいことはちょっとまだですが。

内田教育長

わかりました。そんな流れがあるということをお理解いただければと思います。

飯田委員

どうでしょうか、よろしいでしょうか。

今の種目については、野球、サッカー、ソフトというのは、収容人数の関係とかチケット代の関係でその種目になったのですか。

教育指導課長兼
教育研究所長

パラリンピックとオリンピックについては、先ほど部長から御説明させていただいたとおり、オリンピックのみ要望を上げようということで判断させていただきました。教員の引率が必要ということがございましたので、開催会場が県内のもの、あと、あまり遅くならない時間帯のもの等の条件を含めて検討し、希望させていただきました。富士スピードウェイは距離的な課題もあり、難しいと考えました。

飯田委員

神奈川県は、自転車と、あとセーリングがありますけれども、そこは除いたのでしょうか。

内田教育長

セーリングは藤沢市とか鎌倉市にお願いしたらと。富士スピー

教育指導課長兼
教育研究所長
内田教育長

学校教育課長

ドウェイで競輪といっても、まさか行かないよねという部分もあって、それを除いています。

枚数別はわかっているのですか。

はい、わかっています。

では後ほど。それぞれの枚数が割り当てで決まっていますから。よろしいでしょうか。

それでは、今の基本方針と主要施策（案）については、以上とさせていただきます。

次に、学校教育の情報化の推進についての説明をお願いいたします。

それでは、学校教育の情報化の推進について御説明します。

先ほど教育部長が触れましたとおり、本案は、事業範囲が大変多岐にわたり、ハード、ソフトの両面での取組が必要なため、教育総務課、教育指導課、教育研究所及び学校教育課が所管事務に応じた役割を分担し、検討を進めております。また、教育長並びに教育部長には、既に県や近隣市町の情報共有、庁内関係部局の連携等に尽力をいただくなど、一丸となって対応に努めているところでございます。

本日は、まず、全体像をかいつまんで説明させていただくことで、今後の議論あるいは協議につなげていただければと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

昨年6月に公布、施行された学校教育の情報化の推進に関する法律及び12月に閣議決定されたGIGAスクール構想の実現は、これまで国が推進してきた学校におけるICT環境の整備から大きく踏み込んだ内容となっております。まさに異例というような短期間で、しかも矢継ぎ早にいろいろな照会が自治体に来るなど、非常に異例な対応となっております。

お手元の資料を御覧ください。

I、国は2018年度から2022年度を計画期間とする教育のICT化に向けた環境整備5か年計画により、全国の自治体に対して、ここに記載した①の学習用コンピュータから⑥ICT支援員の配置を求めてきました。しかし、その財源は、地方財政措置、つまり地方交付税の基準財政需要額への算入によるため、計画中間年度を迎えた現在でも、整備状況は地域間の格差が大きく、全国的に目標達成が困難な状況にあります。

そうした中、本市の主な取組状況は、①の学習用コンピュータ、3クラスに1クラス程度の整備については、現在8クラスに1ク

ラス分程度、④の超高速インターネット及び無線LANの整備は、現時点で未着手となっております。

この2点を罫線をつないだ右下の表を御覧ください。このたび、国が令和元年度の補正予算案とともに打ち出したGIGAスクール構想では全国的に整備が後れているこの2点を進めることが、環境整備における主な目標となっております。

①の学習用コンピュータでは、これまでの地方財政措置による3クラスに1クラス分程度、つまり3分の1の端末整備を自治体が完了することを条件に、残りの3分の2に対しては、1台当たり4万5,000円を上限として実費が補助されます。②の超高速インターネット及び無線LANでは、3分の3の端末整備、つまり1人に1台の学習用端末の整備が完了することを条件に、工事費の2分の1の額が補助されることとなります。

Ⅱ、「学校教育の情報化の推進に関する法律」を御覧ください。

1の目的は、アンダーラインで記したとおり、全ての児童生徒が、その状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境の整備を図るため、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって次の時代の社会を担う児童生徒の育成に貢献することとされております。環境整備は、あくまでも目的達成のための手段と取組の一つであることが明記されております。

なお、自治体の中には、5か年計画を踏まえて、既に何年も前から情報化推進計画を定めているところもあり、この点でも本市は後れをとっていると言わざるを得ない状況にあります。

ページ右側の5、推進計画ですが、国は今後、基本的な方針、期間、目標等を定めた学校教育情報化推進計画を策定、公表する予定です。また、地方公共団体に対しても、努力義務としての計画策定を求めています。本市でも、多額の投資を伴う環境整備を進めるためには、速やかに計画を策定する必要があると考えております。

資料の裏面、2ページを御覧ください。Ⅲは国のGIGAスクール構想の概要です。

先ほど申し上げましたとおり、1のハード面では、児童生徒1人1台のコンピュータ配置を実現すること。これは3分の1の整備完了を前提に、令和5年度までに1人1台の環境整備を完了すれば、その3分の2に該当する部分は、国が1台当たり4万5,000円を上限に補助するという内容です。(2)高速大容量の通信ネットワークの整備では、端末整備を条件に、令和2年度までに全ての小中学校で校内ネットワークを完備すれば、工事

費の2分の1の額が補助されることとなります。

また、こうした環境整備と合わせて、2のソフトの施策、デジタルならではの学びの充実や3の指導体制、日常的にICTを活用できる体制の整備を進めることとされております。

IV、「学校教育の情報化の推進」を御覧ください。

教育委員会においては、まず、今年度と令和2年度で（仮称）学校教育情報化計画の策定作業を進めたいと考えております。この計画の中で多額の投資を伴うICT環境の整備をどのように進め、また、整備した端末やネットワークを活用してどのように学びを充実することで、本市が目指す教育水準の改善・向上につなげていくのか御議論、御決定いただきたいと考えております。

そのうえで、①-1、校内通信ネットワークの整備を令和2年度中に完了し、②-1の1人1台端末の整備は令和5年度までに段階的に取り組んでいきたいと考えております。

なお、計画の策定に当たりましては、上位及び関連計画との整合、また財政計画との調整等に努めてまいります。

3ページは、校内ネットワークの整備について概要をまとめたものです。特に2の概算事業費及び財源構成につきましては、現時点で納入する端末やネットワーク環境の詳細などが決定していないため、国が示す補助対象事業費の1校当たり3,000万円の工事とした場合は概算事業費が6億6,000万円で補助額が3億3,000万円と見込んでおります。その他の関連工事なども見込まれておりますが、国が標準規模の学校1校当たりの工事費を1,000万円程度と試算していることもあり、全体事業費は下がると考えておりますが、詳細については、現在、教育総務課が検討を進めているところでございます。

ページ右側の一番下、4の想定工事スケジュールは、国が示す標準仕様書をもとに参考として記載したものです。特に重要と考えているのは、左側にある3の検討事項等で、整備する端末をどのように活用していくのか、また、学校における活用方法に最適な端末の機種や仕様はどのようかとといったことを十分に検討し、協議、決定したうえで、施設整備や環境整備に反映する必要があると考えております。

したがって、ただいま御覧いただきました概算事業費や工事スケジュールは、今後の検討状況に合わせて具体化し、時点修正をしながら進めていくべきものと考えています。その内容につきましては、節目節目で議決をいただくとともに、庁内関係部局と連携し、市の政策決定も求めながら、本市に最適で効果的かつ効率

的な取組となるよう努めてまいります。

資料4ページを御覧ください。

最初に3カ所、修正をお願いいたします。まず1の表内、対象経費のiPad接続用キーボード、カバーの3点のうち、カバーは補助対象になっておりません。カバーの行、補助額、一般財源の列に罫線を加えてくださるようお願いいたします。40,000千円と40,000千円の上を線でつないでいただき、補助対象とそれ以外に分離していただければと思います。金額に誤りはありませんので、線を加えていただくだけの修正になります。

次に、3の想定イニシャルコストのところですが、「(A+B)」としております。正しくは「(A+B+C)」となります。

3点目として、ページの右側、7の「GIGAスクール構想に係る想定ランニングコスト」となっておりますので、「想定」の1つ削除をお願いいたします。

この4ページでは、端末整備に係る経費について試算しています。1の想定概算事業費は、これまで整備を進めてきたiPadを継続し、本市の児童生徒数1万2,000人のうち、国の補助対象である3分の2に当たる8,000台を整備した場合の試算です。概算事業費は小計欄の5億288万円、補助額は3億6,000万円、一般財源額は1億4,288万円と見込みました。

3の想定イニシャルコストは、一般財源ベースで、Aの新規分8,000台の整備費が1億4,288万円、Bの不足額2,600台分が1億9,084万8,000円、Cの既設更新分は、既に導入済みの約1,400台を新たに更新した場合の経費として8,800万4,000円を見込んでおります。

次に、4の補助限度枠内で整備した場合、これは1台当たり4万5,000円以内の機種を新たに選定し、1万2,000台全てを新規に導入した場合の一般財源額としてGの1億8,000万円。iPadの整備費であるDの4億2,173万2,000円に対して、Hとして示した2億4,173万2,000円の事業費抑制効果を見込んでおります。しかし、先ほどから申し上げておおり、まずは本市の教育活動にどのように活用するのかといった方針を決定し、その活用方法に最適な機種や仕様を選定する必要があるため、現時点では事業費の下限が1億8,000万円程度、上限が4億2,000万円程度と御理解いただければと思います。

なお、国は、端末整備について都道府県単位での調達も視野に

検討を行うよう求めています。先生方の異動や児童生徒の転入・転出を考えれば、県あるいは近隣自治体が同一端末を採用することで活用の接続、連続性が確保できるとともに、スケールメリットを生かした調達費用の削減なども期待できるため、教育長を中心に、県及び中教育事務所等との連携に努めてまいります。

しかし、一方で国は、既に一定程度の整備を進めている自治体については、従来の機種を継続しても差し支えないこと、また、国としてはiPad、Windows、Google Chromeという3種類の主要端末について、いずれの機種も国が設定した4万5,000円の価格帯におさまるよう業界に対応を求めているといった話もございます。

9の表は、通信ネットワークと端末整備ごとに10年間の累計額を試算し、比較したものです。非常にわかりづらい表で恐縮ですけれども、まず、GIGAスクール構想により校内ネットワークの環境整備を行い、Wi-Fi環境でiPadを整備した場合、Oの行ですが、一番右の列、10年後の総事業費が27億3,475万2,000円、従来の通信回線であるLTE環境でiPadを整備した場合のEの行では33億6,000万円、Wi-Fi環境を整備したうえで補助限度額4万5,000円の端末を整備した場合のRの行では23億1,302万円という試算を行いました。

まず、Wi-Fi環境と従来のLTEとの比較Qの行では、6億2,524万8,000円の差が生じます。さらに、Wi-Fi環境でも端末の選定によっては、Tの行のとおり、4億2,173万2,000円の差が生ずることを見込んでいます。現時点での想定による想定試算でもこれだけ多額の事業費が見込まれております。本市だけではなく、全国の自治体にとって非常に大きな財政負担となることは間違いありません。しかし、国がここまで方針を明確にした以上、現在の状況は、国が用意したバスあるいは電車に飛び乗るのか、あるいは少し時間をかけて検討を進めてから、国が示す目的地点を自らの費用と手段によって独自に目指すのか、そういった状況にあると考えております。

今週水曜日に西湘地域の首長や担当者を対象とした勉強会でも、既に国は方針を決定し、これを変更する予定はないこと、この政策は5年、10年と時間をかけるものではなく、来年度、再来年度は国の補助が存在するかもわからず、タイミングとスピードが求められる政策であることなど、市町村に即断即決を求める発言が続きました。本市では既に国庫補助の申請事務も進めてお

内田教育長

りますので、今後は速やかに方針を決定し、計画的に整備を進める必要があると考えています。

なお、今後の取組を進めるうえで、まずは教育委員会における基本方針を御決定いただきたく、次回会議以降で御議論いただくための基本方針案を本日追加でお配りしております。これらをもとに御協議いただき、目的はあくまで秦野の子どもたちの学びの充実であることを踏まえながら計画的に作業を進めていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

説明が終わりました。

今、課長の説明があったように、Wi-Fiの部分、基盤整備、例えば自分の家でいいますと、光回線が入っていてWi-Fiの環境が整っていません。全部無線でつながるようになっていきます。学校ごとにそれをやって、子どもたちが1人1台でパソコンあるいはタブレットを持って、授業も何もそれでやる、そういう想定を国がしている。その環境をまず整備しなさいよと、令和2年度中に手を上げなさいと。やらないと次は見ませんよと。令和3年から5年度までの3カ年で全員のパソコンを買いなさい。そのうち4万5,000円は国が見ますよと、こう言っているわけです。ただし3分の2の量を4万5,000円分は国が見るから、それ以外は市がやりなさいと。市には持ち出しができるから、その持ち出しは地方交付税で見ますよ、こう言っているわけです。

また、国が学力・学習状況調査を紙ベースからパソコンで出題も回答もやりますよということを決めたということが報道もありました。文部科学省は開始年度までは明確にしていまいませんでしたが、学力・学習状況調査を紙ベースから外してこれでやりますと言っているわけです。

さらに、その次にあるのは、デジタル教科書という構想をもう既に持っているんですね。ということは、学力・学習状況調査は年間50億円ぐらいかかっているんです。紙ベースで50億円かかっているものを、これにすると経費が安くなるという想定もしているんです。そういう想定の中で、自治体が金を持ち出してやりなさい。国が見ますよといいながらも、持ち出しでやりなさい。それも2月3日までに意思表示をしなさい、手を上げなさい。これはもう皆さんに相談するまでもなく、まずは手を上げておきなさい。そうしないと、やらなければ、翌年手を上げたとしても見えてくれない可能性があるのです、先に手だけ上げました。

さきほど課長が説明したように、コストは、トータルすると

学校教育課長

内田教育長

3億3,000万円ですか。

トータルでいくと、設備のほう、校内ネットワークは最大で6億6,000万円、一般財源が半分の3億3,000万円です。

ということは、まず、ベースとなるものは3億3,000万円、単年度でかかりますよ。それで、3億3,000万円を自己負担しなさいということです。

もう一つ問題は、例えば3クラスで30人の子ども、90人の子どもが一遍に試験をやった。そうすると、90台のタブレットあるいはパソコンで操作をするとなると、通常の容量でやったときにダウンしてしまって使えない可能性がある。そうすると、さらに大きな容量のものを設備しなくてはいけない。そうするとさらに金がかかる。一体全体どこまでの機能を持たせたらいいんだというのはまだ不明なんです。でも、やらないと今言っていることに乗っかっていかれないよという部分があって、先日、あれは予算査定でしたか、市長の査定の中でやるということについては認めていただきました。けれども、市長からの指示は、財源を考えてくださいと。当然ですよ、金がなければできませんので。

ですから、そういう意味で、今日お示ししている、まず、基本方針がないものですから、教育分野の学校における情報化についての基本的なものは決まっていないわけですから、それを先ほどペーパーで後から配ったものを、こういうものを決めて、そのうえで、今ここにある方針に基づいて進めていこうと。財源は今後、今日も部長とも話をしましたけれども、これに合わせて財源を3億円、中学校給食で年間3億4,500万円というものはもう必要になるわけですから、それはそれとして、これに伴う経費、まずは単年度分の3億3,000万円をどうやって捻出するかを、言うならば分割払いで、教育委員会としては順番にこうしていくから、3,000万円ずつ面倒見てよという気持ちで、10年間で3億3,000万円払いますという気持ちで、別のところでそういうものの金を捻出するよという答えを出して臨まなくてはならないということを部長とも話したのですけれどもね。それは、今やっているさまざまな教育委員会の事業の中で、これはこういう工夫をすればいいだろう、あるいはこうすればいいだろうということを今後やっていって、丸々できるかどうかは別にして、そういうような仕組みをつくっていかざるを得ないということなんですよ。

砕けていいますと、国のほうも非常にとんでもないことを言い出したなど、各地みんな困ってしまっています。最初は手を上げ

ないようなところもあるようだったのですが、結果として、各地、みんな上げているでしょう。やらざるを得ないということで。

確認していただいて、指摘事項があればお願いしたいと思います。

これが例えばできたとして、問題は、子どもたちが全員使えるようにならなくてはいけない。そのためには教員が全員使えるようにならなくてはいけない。教員が一定レベルで同様に使いこなせるという仕組みをつくらなくてはいけない。そうでないと、授業でこれを使うといったって、ばらつきが出てしまう。そうすると学力の問題を含めて差が出てきてしまう可能性がある。

今、教員で積極的にこれを使っているのは、ある一定の若手の部分ですね。研究所のグループでやっている人たちは、大丈夫だと思います。私などは、100%は使えませんが、まだ使っているほうだと思うんですよ。だけれども、使わない方は使いませんから、そこを今からすぐに教員に、全員が100%習熟とまではならないまでも、一定レベルで使えるようになるような仕組みをつくっていかないとまずいのですね。

例えば、デジタル教科書になったときに、これを使いこなした授業をやるとなると、使えなければ授業もできないという話になってしまいますから。デジタル教科書はすぐにはできないだろうと思いますけれども。

どうでしょうか、御意見があれば。

牛田委員
教育部長

先生方の負担が大きいね。結構ストレスになると思います。

先ほど学校教育課長も触れましたけれども、本当に12月の最初のスタートが、伊勢原市の部長から私に知っているかという連絡が入ったところから始まって、ですから12月半ばから1カ月ぐらいでこの動きになっているので、私ももう話を聞いてから、現場の校長と話をしましたけれども、やはり1人1台というのを子どもたちがどうかというのが、現場の校長先生方が大変不安を持っています。

ただ、本市では配置率は決して高くないのですが、近隣の市町に比べますと比較的配置が進んでいるかなと思っていて、そのときにやはり先生方から聞くのは、数が足りていないと。ですから、40台配置しても、10台ずつ4グループに分けて使っていると。そうすると4クラス同時に使えるので、1人1台ではなくて4人に1台で使いこなしているという点でいうと、比較的近隣の市町よりも活用が進んでいるかと思っています。

ただ、御指摘のように全員がと言われてしまうと、今後それは

1つ大きな課題だと思しますので、先ほど言いました整備して、配置しても、活用しなければ意味がないことですので、そこは我々も教育指導の部分に関しては慎重に検討していきたいと思っています。

以上です。

内田教育長

もっと心配なのは、5年ぐらいで機種を更新をするんです。国にその問合せをある市がしたのだそうです。文部科学省に、「5年後に更新したときに面倒を見てくれるんですね」と言ったら、「いや見ません」と。ということは、その時点では全額持ち出しになる。

学校教育課長

今、教育長がお話の更新は、先日の首長向けの説明会でも各町の首長からその質問が集中しました。国の担当課長は、その更新時期には、既に社会が当たり前となっている。その社会を今国がつくっているのだという趣旨のお話をされていました。そのときには、そういったものがもう当然で、もしかしたら、先ほどお話ししたように、端末の価格や何か、あるいは通信費用も、社会全体が取り組むことによって今に比べればずいぶん経費負担が落ちて、自治体にとって、また社会にとって利活用しやすい環境になる、またそのように国が今取り組んでいるという趣旨かと思えます。

先ほど教育長からお話もありましたが、実は、一番本市にとって効いてくると考えていますのは、資料の4ページにございます、先ほど説明は省略してしまいましたが、仮に端末1台4万5,000円の国の補助100%使って、持ち出しをしないで整備をしたとしても、この右側にある5番のランニングコスト、これは端末以外の通信ですとか保守に関する部分です。これが、ざっくりした試算でも今2億3,000万円毎年かかるという想定をしておりますので、端末の更新ももちろんですが、それ以外に、スタートした時点からこの金額は毎年、年額でかかってくるというところも、財源の手当てを庁内でよく議論する必要があるだろうと考えております。

以上です。

内田教育長

結局、今ここで言った5番は、国は見ないと言ったのです。だから、市町村でやりなさいよということです。

そのような形で進めていきたいと思いますが、まずは、この基本方針とそれについて次回の方に御意見いただくということでもよろしいでしょうか。

牛田委員

学校ICT化、教育のICT化というのは時代の流れでやむを

得ないかと私も思います。そういった中で、ここで意見を言っても中央には全く届かないだろうし行かないとは思いますが、けれども、1つ、提言ではないのだけれども、考え方として、私は2ページのハード・ソフト指導体制、これはとても大事だと思うのですね。特に3番の指導体制、このところをしっかりと体制を組んでいかないと、宝の持ち腐れではないけれども、せつかく巨額を投資しても意味がないと思うのです。

それで、まさにこの一番上に施策パッケージというものが、網かけの最後のところに、中央にありますね。やはりこの3つをパッケージで、学校という教育の場でICTを使った教育活動を進めていくのはいいけれども、これはやはりカリキュラムの中にどう入れ込んでいくのかということも含めて、各教科の中でカリキュラムの中にどう組み込んでいくのかも含めて、この支援体制、指導体制も含めてパッケージで、それこそ実際にお金がついたときにどういう契約方法がいいのかどうか、私はわからないけれども、プロポーザルなどで契約して、丸投げというわけにはいかないけれども、学校の中での教育活動であるけれども、若干そこから切り離して、これを特化してやっていくような。もちろんカリキュラムとの関係性も考えながらやっていくようなビジョンを立てていかないと、これは本当に大事なことのだけれども、先生方が疲弊してしまって、それに加えて英語、外国語活動も始まってくる内容だし、加えて、これをまた先生方に習得してもらって授業活動、教育活動に活用するといったら、これはかなり負担が大きいと思うのですね。

ですので、まさにこの指導体制、カリキュラムとの関係性も踏まえた中で、ハード、ソフト面の整備も含めてパッケージで考えて、業者と連携していきながら進めていくような、そういうものの考え方、捉え方でぜひ、こういった末端のところで幾ら騒いでもなかなか響かないと思うけれども、何かそういう形で進めてほしいという要望です。

内田教育長

いずれにしても来週園長・校長会があるんですよ。まだこれは内部の状況で、こういう議論ですね。手を上げざるを得ないので上げています。ここでまずは園長・校長会で話を私のほうでして、こういう流れがあるということをもまずは承知してもらわないことには、否定しようにも何もやりようがないものですから。

牛田委員

そうですね。教育長がおっしゃったとおり、必要ないという人はいないと思うのですよ。

内田教育長

だから、昨日、訂正版ではないけれども、文部科学省が学力・学習状況調査をすぐに導入とは言っていないよと言いながらも、「いや、やりません」という答えが来るのであれば、「それでは、様子見ようか」ということもあるんですよ。だけれども、そうではない、やるということになれば、乗り遅れてしまったら、あと全額、全部市町村が自分たちで見なくてはいけないという話になると、これはまた別の話になってしまう。幾ら要るかということになってしまいますから。それは、少なくともほかのところのやるということになるのだったら、一緒にまずはそこまで進めざるを得ない。ただ、後追いで先生方の理解を求めながら並行してやっていかざるを得ないということで、大変だというのはよくわかります。

牛田委員

そうですね。財源も満額負担してほしいですね。あるいは、やはりこれが経済の活性化につながっていくのであれば、経済界からの支援を当然求めていってもいいと思うんだよね。

内田教育長

そういうようなことを踏まえて承知していかなくてはいけないというね。

学校教育課長

本日、資料でお示しした内容が、1回出てくると非常にどちらかというと暗い話題、お金の話題を中心にマイナスの部分強調してしまったような形になっています。これは国が効果として示している範囲ですけれども、例えばこういったものが学校に行き渡る。そのときには、従来の1台1台独立して行うパソコンではなくて、あくまで、いわゆるクラウドという情報を学校間又は市の全体、ほかの地域と共有できるような仕組みにする。それによって端末の価格も下げ、教材や何かも一定程度デジタルで共有できるということを強調しています。

また、そうしたデジタルを活用することで、例えば先生方の板書での授業の負担が減り、また、板書に要する時間で子どもたちの集中が途切れてしまうのを防ぎ、興味・関心を高めるとか、良い目的効果をいろいろ示してもおりますので、今後は、教育委員の皆様をはじめ、学校にも、そういったプラスとして期待できる効果もなるべくお伝えすることで、いろいろな議論をいただきたいと思っております。

以上です。

内田教育長

そういうことです。

それでは、(3)の秦野市学校職員服務規程の一部を改正することについて、説明をお願いいたします。

教育部参事兼

協議事項として上げさせていただきましたが、先にお断りして

おきます。文部科学省からの通知、そして県のその後の動きを見越してここで協議事項とさせていただきますが、県から通知がまだ届いていない状況ですので、大変恐縮ですが、協議事項（３）の資料を御覧いただきながら、勤務時間のことにかかわる動きにつきまして、ここでお知らせさせていただきます、いずれ協議としてお願いすることになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、協議事項（３）、写とございます文部科学省からの通知を御覧ください。「『公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針』の告示等について」という通知でございます。

こちらの通知は、昨年１２月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」、これはいわゆる「給特法」と呼んでおります。昭和４７年にできて、教員の給与が一般職よりも４％程度高くなるかわりに残業代はつかないというような制度が、昭和４７年にスタートしております。この制度を一部改正する法律が公布されました。

この法律を受けまして、今回のこの通知の中で、ざっくり申し上げますと、指針という状況に、昨年１月に策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」、いわゆる上限に関するガイドラインは、１カ月の時間外在校等時間を４５時間以内にする、そして１年間の時間外在校等時間については３６０時間以内にするというガイドラインを昨年１月に策定いたしました。この「ガイドライン」を「指針」に格上げするという内容でございます。

また、もう一方で、休日のまとめ取りができるようにすると。報道では、１年単位の変形労働時間制と呼んでいますけれども、こういった形で、日ごろ忙しい分を夏休み等にまとめて休むことができるというような制度にするということでございます。

これについて、２ページを御覧ください。今回、Ｑ＆Ａを作成するとともに、真ん中辺ですけれども、中段あたりの「本指針の策定と併せて」というところで、その３行目「各教育委員会におかれては、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を策定し、また、「学校における働き方改革を進めるために必要な取組の徹底をお願いします。」ということで、本市ではもう既に平成３０年３月に策定してございますので、その動きに合わせた文言でございます。

また、下段のほうに参りまして、休日の「まとめ取り」のための文面、さらに2ページの下、(1) 上限時間の性質についてということについては、3ページの上段の2行目から3行目を御覧ください。「校務をつかさどる校長及び服務監督権者である教育委員会は、上限時間を超えないようにするため、教師等の業務量の適切な管理を行うことが求められる。」という文言が入ります。

また、その2段下ですけれども、「なお、在校等時間の上限は、教育職員がその上限まで勤務することを推奨するものではない。」と。45時間の時間外とされておりますが、これは、これを推奨するものではない。さらに短い時間がよいと。

さらに(2)、ここが今回の協議をお願いすることになる内容ですが、各地方公共団体の条例や規則等への反映についてとございまして、その下の2段目「このため、服務監督権者である各教育委員会においては、本指針を参考にし、上限方針を教育委員会規則等において定めること。既に上限方針を策定している場合には、本指針に沿ったものとなっているか、学校や地域の実情等も踏まえ、改めて検討のうえ、必要に応じて改定すること。」とございます。

これに合わせて、本市の服務規程を在校等時間の上限を定めたものに改める予定でございますので、今回こういった通知が出ていることをお話しさせていただきました。

なお、4ページを御覧ください。合わせてキーポイントとして、(3) 在校等時間客観的な計測について。本市は既にICカードでの把握をしております。(4) 持ち帰り業務についても、学校だけではなくて、持ち帰り時間もしっかり把握するということ。さらに(5) 相談窓口ということで、心の不調、メンタルヘルス対策について、健康被害の防止のために長時間勤務や勤務条件についての健康障害に関する相談窓口を設置することというようなことも改めて通知がございました。

ガイドラインの指針への格上げと今後、県が服務規程の中に在校等時間の上限を定めるものとして、こうした対応に合わせて、本市も服務規程の改定が必要となるというものでございます。

今回は情報ということですが、改めて、今後、県の動きを見て協議をお願いすることになります。よろしくお願いたします。

説明が終わりましたけれども、先ほど教職員課長の説明で、給特法の改正によって、昭和47年ですか、教員が、時間外勤務をつけないかわりに、その分を上乗せして給料を出すという改正があったのですが、ここで、時間設定と、4ページに書いてある在

内田教育長

校等時間の客観的な計測という、そこをきちんと把握して、公文書として管理、保存をやれと。これが実は一番きつい部分で、たまたま秦野の場合には、昨年から、例のICカードで時間の管理をやっていますからまだいいのですが、例えば神奈川県などは、まだ令和2年度から3年度にかけて何らかの形でそういう把握をする。その間何をするかというと、ペーパーで全部整理して附番するというようなことをやらざるを得ないということをおられるのです。

それは、実は規則というか、うちのほうで言えば、さつきありました服務規程にきちんと位置付けをなさいと。神奈川県がその見本を示しますから、見本を示したら、それによって市の教育委員会のものに反映してください、こういう説明があったのですが、現時点でいまだにそれが来ていないということですから、それが来次第、整理をしてきちんとわかるようにしていくことになります。

タイムレコーダーあるいはICカードをやっていないところは、全部時間を手書きで、昔よくありましたね。時間外勤務命令簿ではありませんが、何時から何時まで、所属長がはんこを押すとか、今でもそれをやっているのですね。時間外勤務命令簿というのはあるのですね。

今はシステムによって管理を行っております。

そういうものを、記録をきちんと残せということを今度やろうということですから、管理職がそれを管理しろということですね。そういうことになります。よろしいでしょうか。

管理職及び服務監督する教育委員会ということでございます。

そういうことです。管理職と教育委員会がきちんと管理なさいと。それは、後になって監査なり何なりが入りますよという趣旨ですね。きちんと管理していないと指摘しますよという。

よろしいでしょうか。

それでは、次がその他です。中国から帰国した児童生徒の受入れについての説明をお願いします。

その他で、中国から帰国した児童生徒の受入れについてでございます。

新型コロナウイルスの流行等に伴い、中国から帰国した児童生徒の受入れについて、本市では、文部科学省の通知また関係機関等との情報交換等を参考にしながら対応を進めておりますので、その状況について報告をいたします。

教育総務課長
内田教育長

教育部参事兼
教職員課長
内田教育長

学校教育課長

1の対応方針ですが、文部科学省通知に基づき、中国から帰国した児童生徒の保護者に対しては、帰国後2週間は、できるだけ他の人との接触を避け、自宅で経過を観察するよう協力を要請しています。ただし、教育の機会が奪われた、差別的に対応されたなどの誤解を受けないよう丁寧な説明に努め、あくまで保護者の自主的判断をお願いしているという状況です。

2の経過等ですが、1月29日に文部科学省が発出した通知をもとに、各園・校には情報提供し、また、秦野市医師会には、教育長名で学校医との連携等について依頼をしております。2月3日には文部科学省が通知の内容を更新しましたが、今週月曜日、10日には、その3日付の通知内容を廃止し、新たな方針が示されたところでもあります。

資料の裏面、2ページを御覧ください。このフローは、1月29日及び2月3日時点で文部科学省が示した対応の流れですが、ただいま申し上げましたとおり、既に前回までの内容は廃止され、このフローは、現在は2種類に分けるなどの変更がされております。しかし、変更点は、対象者を湖北省から帰国又は湖北省在住の方と接触があった児童生徒等と、湖北省を除き、香港、マカオも含めて中国本土から帰国し、湖北省在住の方と接触のない児童生徒等に細分した、さらに、症状を帰国日から2週間以内に37.5度以上の発熱があり、かつ呼吸器症状があるなど、こういった細分化などの整理がされた範囲にとどまっております。

先ほど資料の1ページで御説明した本市の対応方針は、これらを網羅するような内容となっておりますので、本日、特に資料の差し替え等を行いませんでした。

今後、国の動向を注視し、関係機関等との情報共有等に努めながら、学校や保護者、そして、何よりも児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう適切な対応に努めてまいります。

私からは以上です。

説明が終わりました。例の新型コロナウイルスの関係ですが、こういう対応をしてくれということですので、こういう形で一定の整理がなされていますから、それで対応していくということでございます。

よろしいでしょうか。

それでは、次が、その他の案件でいいですか。

それでは私から、その他(2)申し入れ書について御報告させていただきます。

「日の丸・君が代」の法制化と強制に反対する神奈川の会より、

内田教育長

教育指導課長兼
教育研究所長

2020年東京オリンピック・パラリンピックに関わる申入れが提出されております。

内容といたしましては、資料の裏面にございますが、1、学校に「オリンピック・パラリンピック教育」を強制しないこと。2、県下の聖火リレーにおいて、児童・生徒を動員しないこと。3、オリンピック・パラリンピックの競技観戦・応援、運営ボランティアへの参加を児童・生徒及び教職員に強制しないこと。4、「学校連携観戦チケット」の配布枚数と対応を教えてください。競技観戦を計画している場合は、その詳細を示してください。という内容です。文書での回答を求めるものとなっており、県内の市町村に同様のものが出されているようです。

先ほど御協議いただいた中にもございましたとおり、いずれも十分学校と連携を図りながら、希望参加という形で対応を進めております。

以上です。

ほかにごございますか。

私から2点お願いいたします。

本日、机上に配付させていただきました体力調査についてですが、前回の教育委員会会議で御報告させていただきましたので、その際、資料について御意見をいただきましたので、資料の見直しをさせていただきました。貴重な御意見をいただきまして本当にありがとうございました。

もう一点ですが、家庭学習ノートについてです。本日、教育委員の皆様方にはお配りさせていただきましたが、印刷ができ上がりましたので配付させていただきました。これまでも御報告させていただいておりましたが、家庭学習攻略本「maNAVI」は、研究部会を立ち上げ、小中学校の先生方の意見をいただきながら、児童生徒向けに、子どもたちの主体的な学びを支えることを目的に家庭学習の啓発資料として作成いたしました。学びのポートフォリオ「轍～WADACHI～」は、子どもたち自身が目標を持って、継続的に自主的な学習を進められるように、記録を残すための資料として作成いたしました。「家庭学習 応援団！」は、子どもたちの主体的な学びの推進には家庭の理解・協力が重要であることから、保護者向けに作成いたしましたリーフレットとなっております。

このノートの効果を確認したうえで、次年度より良いものにしていくために、配布前に研究員の所属校に御協力いただきまして、児童生徒対象にアンケート調査を行っております。この集計結果

内田教育長
教育指導課長兼
教育研究所長

と4月の全国学力・学習状況調査の質問紙調査の結果を比較する形で、この効果について評価をしていきたいと考えております。

来週、学校を通じて小学校5年生、中学校2年生に配布を予定しております。作成いたしましたノートのデータは、各学校で先生方にも見ていただきたいと考えておまして、共通サーバー、学校ごとに先生方が共通に使えるサーバーがございますので、そのサーバー上に載せていきたい。また、保護者向けのリーフレットにつきましては、より多くの方に見ていただけるように、教育委員会のホームページへの掲載を考えております。

以上です。

内田教育長
生涯学習課長

その他、ほかにございますか。

私からは、報徳仕法を広める講演会について報告させていただきます。

この講演会につきましては、平成25年に本市で開催されました「第19回全国報徳サミット秦野市大会」の開催を契機に、市民の皆様に二宮尊徳翁の教え「報徳仕法」を知っていただくために、講演会などの啓発事業等を継続的に行っております。

今年度のテーマにつきましては、令和2年度の報徳サミットの会場が静岡県掛川市であることから、「遠州地方の報徳運動」をテーマといたしまして、静岡県立浜松視覚特別支援学校で教鞭をとっていらっしゃる足立洋一郎氏を講師に招いて講演会を開催いたします。

遠州地方の報徳運動につきましては、御存じのように、本市の出身である安居院庄七が遠州地方に報徳を伝えまして、掛川市は全国的に展開した報徳運動の一大拠点となっております。今回の講演では、遠州地方の報徳運動の特色ですとか、遠州に報徳社が展開した背景などを相模の報徳運動と関連付けながら学んでいきたいと思っております。

日時は3月14日土曜日、午後1時30分から、会場は図書館の視聴覚室でございます。

私からは以上です。

内田教育長

その他の案件の説明がそれぞれありました。何か質問があればお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—特になし—

内田教育長

それでは、引き続き非公開案件についてに入りたいと思います。その前に、次回の日程調整を先にいいですか。

事務局

次回の日程ですが、3月の定例教育委員会会議、3月19日木曜日、午後1時30分からを予定しております。会場は、こちら

内田教育長

の教育庁舎3階大会議室となります。よろしいでしょうか。3月19日木曜日、午後1時30分です。

3月19日木曜日ですね。小学校の卒業式の日ですね。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまから会議を非公開としますので、関係者以外の退席を求めます。

—関係者以外退席—